

発議第 1 号

令和 2年 5月 14日

みやき町議会議長 田中 俊彦 様

提出者 みやき町議会議員

古賀通

賛成者 みやき町議会議員

宮原宏典

本村鶴夫

中尾純子

町内一灯点滅式信号機の存続を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

町内一灯点滅式信号機の存続を求める意見書

みやき町においては、日頃から住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに力を入れており、特に交通安全対策には、関係機関及び各種団体の協力のもと継続的に取り組んでいるところです。

今般、町内の3箇所に設置してある「一灯点滅式信号機」が、老朽化・合理化を理由に撤去されることの通告を受けておりますが、当該信号機は、死亡事故が多発している地域の交通安全事情を考慮の上、要望活動を行い何とか設置に至ったものです。

その結果事故件数は減少したものの、依然として危険性の高い交差点であり、付近住民や通行する勤務、通学者等が交通事故に対する大きな不安や懸念をいただいていることから、当町議会に対し、「一灯点滅式信号機」を存続するよう、切なる要望を多くの方からいただいております。

現在、佐賀県では人口10万人当たりの人身事故発生件数が依然として全国で高い状況であり、県を挙げて交通事故防止対策に取り組んでおられる中において、今回「一灯点滅式信号機」が撤去されることにより、重大事故等が発生することを多くの町民が懸念しているところです。

つきましては、下記の「一灯点滅式信号機」の設置に至ったこれまでの経緯と現地の交通事情を勘案の上、その必要性の再考と存続を強く要請します。

記

1. 三養基郡みやき町大字白壁267番地2南方100メートル 座主野交差点
2. 三養基郡みやき町大字原古賀1043番地先 中原庁舎前
3. 三養基郡みやき町大字市武79番3地先 JAさが三養基地区共同乾燥調製施設前

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 5月 日

佐賀県みやき町議会

佐賀県知事 山口 祥義 様
佐賀県警本部本部長 杉内 由美子 様